

## ＜労務管理セミナーのご案内＞

近年、正社員より短い時間で働くパートタイム労働者が増加しており、基幹的な業務を担うパートタイム労働者も多くみられるようになりました。そのため各企業には、パートタイム労働者が活躍できる職場づくりに向けた取組を推進することが求められており、平成27年4月に改正パートタイム労働法が施行されます。

また、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が平成27年4月1日に施行されます。この法律は、高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者や定年後引き続き雇用される有期労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主が雇用管理に関する特別の措置を行う場合に、労働契約法の「無期転換ルール」に特例を設けるものです。

労働者の雇用管理を見直す良い機会です。助成金の活用についてもご紹介いただきますので、多数のご参加をお待ちしております。

- テーマ／講師 「知っておくべき労務管理～改正労働関係法と助成金活用～」  
社会保険労務士村松事務所  
所長 特定社会保険労務士 村松文治 氏

### ■開催日時・場所

- ＜松江会場＞ 平成27年3月5日(木) 14:00～15:40  
サンラポーむらくも(松江市殿町369 TEL0852-21-2670)  
＜浜田会場＞ 平成27年3月6日(金) 14:00～15:40  
浜田ステーションホテル(浜田市浅井町64-1 TEL0855-22-8111)

- 参加費 無 料  
■申込締切 平成27年2月27日(金)まで

- お問い合わせ先 島根県中小企業団体中央会(総務課)  
TEL0852-21-4809/FAX0852-26-5686  
E-mail: [webmaster@crosstalk.or.jp](mailto:webmaster@crosstalk.or.jp)

---

島根県中小企業団体中央会(総務課)行  
FAX: 0852-26-5686

## 労務管理セミナー 参加申込書

(参加される会場に○をお付け下さい。)

3/5(木) 松江会場 ・ 3/6(金) 浜田会場

組合名又は企業名	
役 職	参 加 者 氏 名